

指定給水装置工事事業者の違反行為の処分等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市指定給水装置工事事業者規程（平成10年豊中市企業管理規程第9号。以下「規程」という。）第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、豊中市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に対して、処分等を行う場合に於いて必要な事項を定めることを目的とする。

(処分の種類)

第2条 指定工事事業者の違反行為に対する処分は次の各号に定めるところによる。

(1) 指定の効力の停止

(2) 指定の取消し

(違反行為の調査及び報告書作成)

第3条 経営部お客さまセンター給排水サービス課長（以下「給排水サービス課長」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、書面（様式第1号）により通知し、その事実関係の調査を行わなければならない。

2 給排水サービス課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、てん末書の提出を求めなければならない。

3 給排水サービス課長は、てん末書の提出を受けたときは、違反行為報告書（様式第2号）を作成し、遅滞なく経営部長に提出しなければならない。

(文書による指導)

第4条 給排水サービス課長は、違反行為の内容を検討し、処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による指導を行うことができる。

(報告)

第5条 給排水サービス課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときには、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に調書（様式第4号、同第5号）により報告し、規程第18条に規定する豊中市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催について、書面（様式第6号）により意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると判断したときは、豊中市行政手続条例（平成9年豊中市条例第6号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続きを行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあたっては、書面（様式第18号）により通知し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第10号）により通知する。

4 聴聞は、経営部総務課長（以下「総務課長」という。）が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、総務課長は、速やかに聴聞調書（様式第15号）、

聴聞報告書（様式第 16 号）及び処分案を作成し管理者に報告する。

（委員会による審査）

第 7 条 委員会は，第 3 条第 3 項の報告書及び前条第 2 項の弁明書又は聴聞調書及び聴聞報告書の内容その他全ての事情等を考慮し，審査を行うものとする。

（不利益処分の通知）

第 8 条 管理者は，不利益処分を決定した場合に，書面（様式第 9 号）により被処分者に対し当該処分の通知を行うものとする。

2 管理者は，規程第 7 条の指定の取消し又は規程第 8 条の停止の処分を行うときは，規程第 9 条の規定により公示を行う。

（文書による注意及び警告）

第 8 条の 2 管理者は，処分は要しないが，第 7 条の結果により違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と決定した場合に，文書（様式第 3 号）による注意又は警告を行うものとする。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第 9 条 管理者は，給水装置工事主任技術者が水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に違反した行為があったと認めるときは，その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（処分等の基準）

第 10 条 この要綱に定める違反行為に関する処分等の基準は，別表のとおりとする。

（実施の細目）

第 11 条 この要綱に定めのない事項については，管理者が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は，平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

別表

違反行為に関する処分基準

	違反内容	指定工事業業者 規程該当項目	処分内容
1	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	第4条第1号	指定取消し
2	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	第4条第2号	指定取消し
3	成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者(法人の場合は役員)の宣告を受けたとき。	第4条第3号ア	指定取消し
4	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(法人の場合は役員)であることが判明したとき。	第4条第3号イ	指定取消し
5	指定を取消しされ、その取消しの日から2年を経過しない者(法人の場合は役員)であることが判明したとき。	第4条第3号ウ	指定取消し
6	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	第4条第3号エ	指定取消し又は指定停止6月以下
	無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		指定停止6月以下
	道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに分岐工事及び分岐点からメーターまでの工事を施行したとき。		指定停止6月以下
	施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		指定停止6月以下
	施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は、被害を与えたとき。		指定停止6月以下
	研修機会の確保をしなかったとき。		文書注意
	文書注意に従わないとき。		文書警告
	文書警告に従わないとき。		指定停止3月以下
7	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	第11条第3項	指定取消し
8	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	第11条第4項	指定停止3月以下

9	指定を受けた日から2週間以内に事業所ごとに主任技術者を選任し届け出なかったとき。	第11項第1項	指定取消し
10	主任技術者が欠けた日から2週間以内に新たな主任技術者を選任し届け出なかったとき。	第11項第2項	指定取消し
11	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	第6条第1項	指定取消し
12	休止届,廃止届,再開届けを届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	第6条第3項	指定取消し
13	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	第12条第1号	指定取消し
14	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において,当該配水管及び他の地下埋設物に変形,その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ,又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	第12条第2号	指定停止1月以下
15	管理者の承認を受けた工法,工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	第12条第3号	指定停止6月以下
16	水道法施行令第5条に規定する基準に適さない給水装置を設置したとき。 (令第5条:給水装置の構造及び材質の基準)	第12条第5号ア	指定停止6月以下
17	給水管及び給水用具の切断,加工,接合等に適さない機械器具を使用したとき。	第12条第5号イ	指定停止3月以下
18	指名した給水装置工事主任技術者に,施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は,当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	第12条第6号	指定停止3月以下
19	給水装置の検査にあたって,当該工事に係る主任技術者の立会いの求めに対し,正当な理由なくこれに応じないとき。	第15条	指定停止3月以下
20	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し,正当な理由なくこれに応じず,又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	第16条	指定停止3月以下
21	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え,又は与えるおそれ大きいとき。	第8条第1項第7号	指定停止6月以下

22	不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	第7条第1項 第8号	指定取消し
----	--------------------------	---------------	-------